

平 26.10.21
礎 5 - 4

参 考 資 料

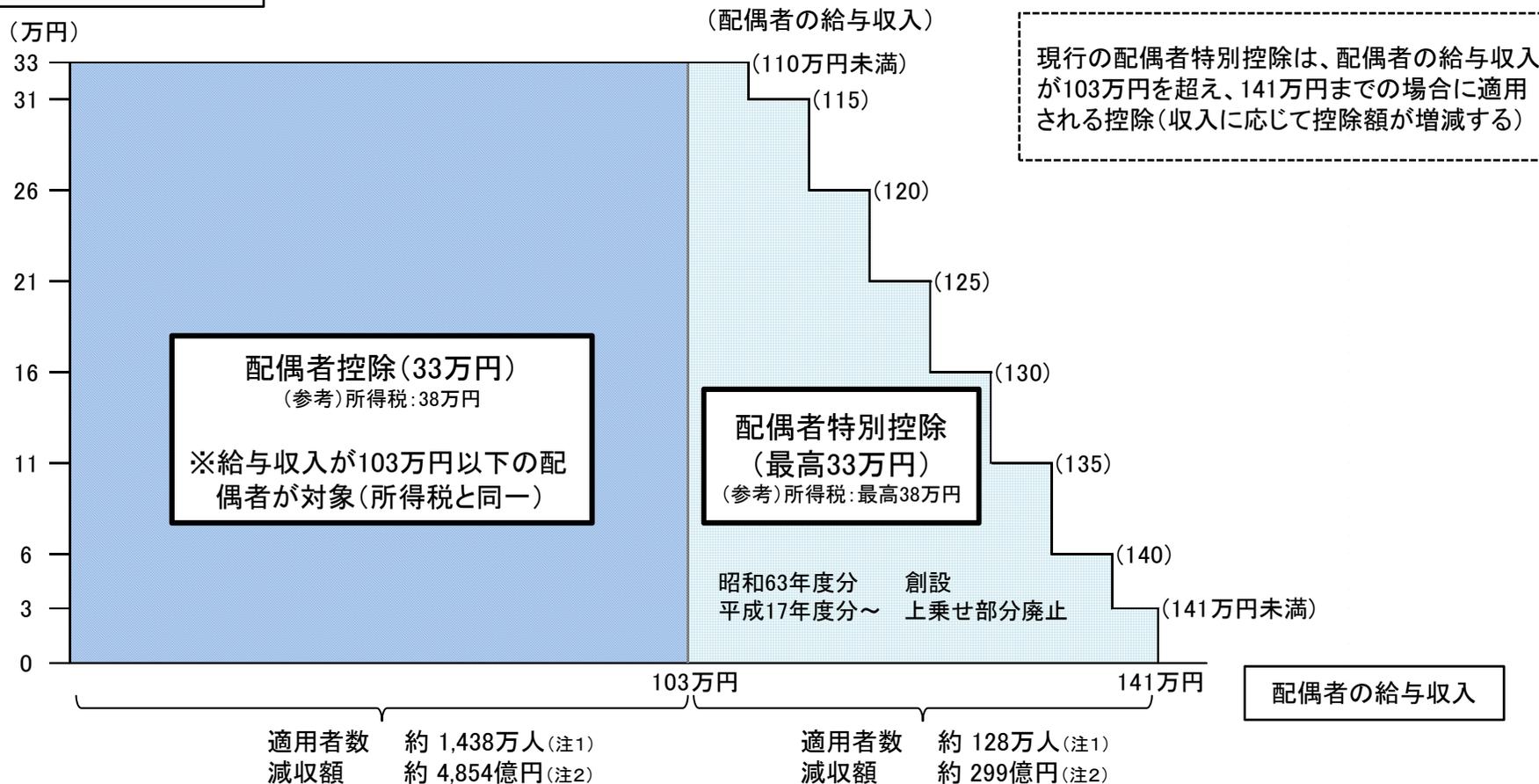
「働き方の選択に対して中立的な税制」
を中心とした個人住民税のあり方関係資料②

平成 26 年 10 月 21 日 (火)

総 務 省

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（個人住民税）

納税者本人の受ける控除額



⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」(いわゆる「壁」)が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

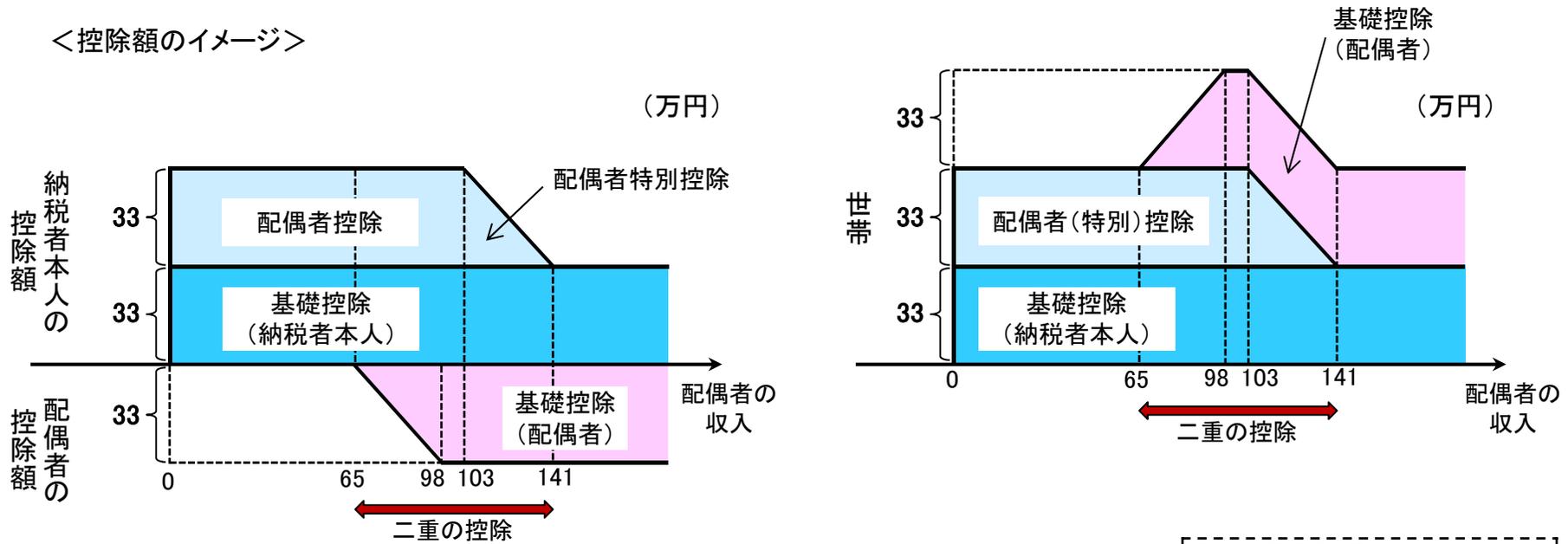
※配偶者特別控除は、控除を受ける人の前年における合計所得金額が1千万円超の場合は適用されない。

(注1) 配偶者控除(老人控除対象配偶者を含む。)及び配偶者特別控除の適用者数は、平成25年度市町村税課税状況等の調によるものであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

(注2) 減収額はそれぞれの控除総額(平成25年度市町村税課税状況等の調)に10%を乗じた額としている。

配偶者(特別)控除 (個人住民税)

＜控除額のイメージ＞



個人住民税所得割
基礎控除 : 33万円
配偶者控除 : 33万円
配偶者特別控除 : 33万円(最高)

○配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが女性の就労を抑制しているとの指摘(いわゆる103万円の壁)。

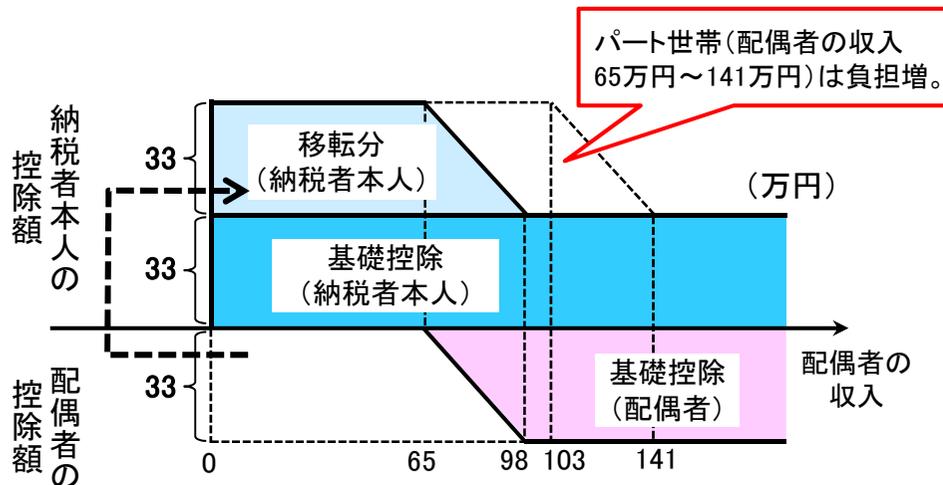
○特にパート世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けているにもかかわらず納税者本人が配偶者控除の適用を受けているため、専業主婦世帯や共働き世帯よりも控除額の合計が多い(二重の控除)との問題が指摘。

いわゆる移転的基礎控除（個人住民税）

※個人住民税所得割

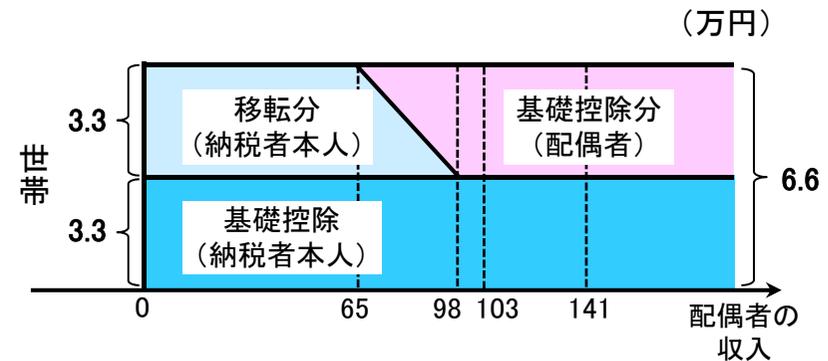
（配偶者の収入に関わらず夫婦2人で受けられる控除の合計額を同じとするため、配偶者控除を見直し、配偶者が使い残した基礎控除の額を納税者本人に移転させるための控除とする仕組み。

<控除額のイメージ>



<税負担軽減額のイメージ>

※納税者本人、配偶者ともに税率10%（比例税率）



（控除額33万円に対する税負担軽減額・・・3.3万円（税率10%））

※各控除額が所得税と異なる。

（留意点）

- ①夫婦2人で受けられる控除の額が配偶者の収入によらず一定となり、現行制度の問題とされている二重の控除の解消につながる。
- ②所得税と異なり、10%の比例税率のため、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる税負担軽減額は一定。
- ③パート世帯においては負担増。
⇒パート世帯に対する影響、他の世帯類型とのバランス、増収分の用途等について慎重に検討する必要。

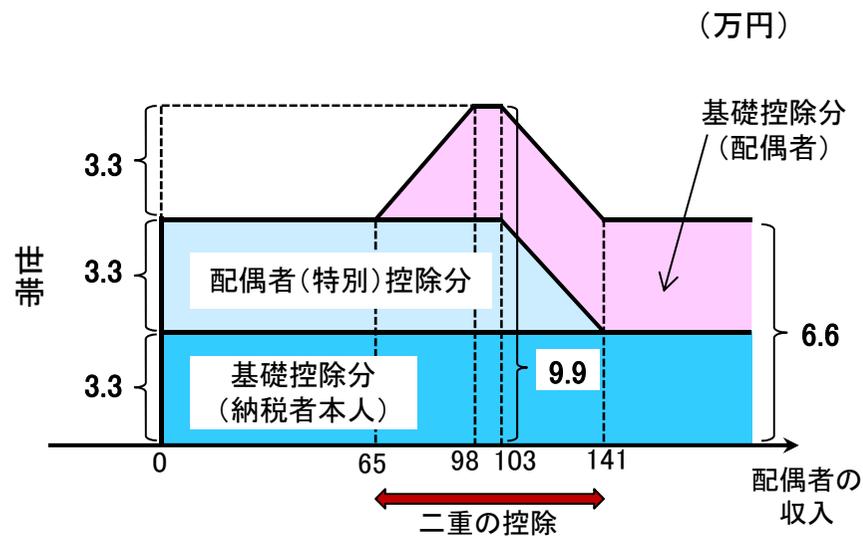
配偶者(特別)控除、いわゆる移転的基礎控除による世帯の税負担軽減額のイメージ(個人住民税)

※個人住民税所得割

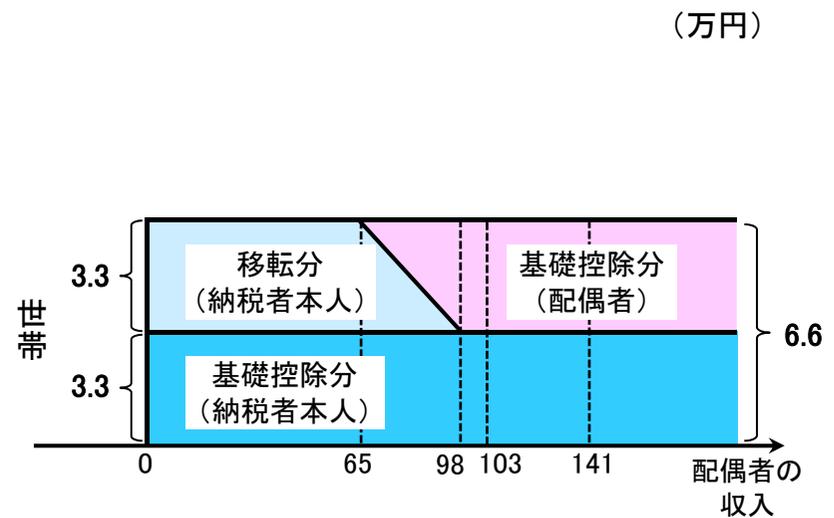
納税者本人、配偶者ともに税率10%(比例税率)

・控除額33万円に対する税負担軽減額・・・3.3万円(税率10%)

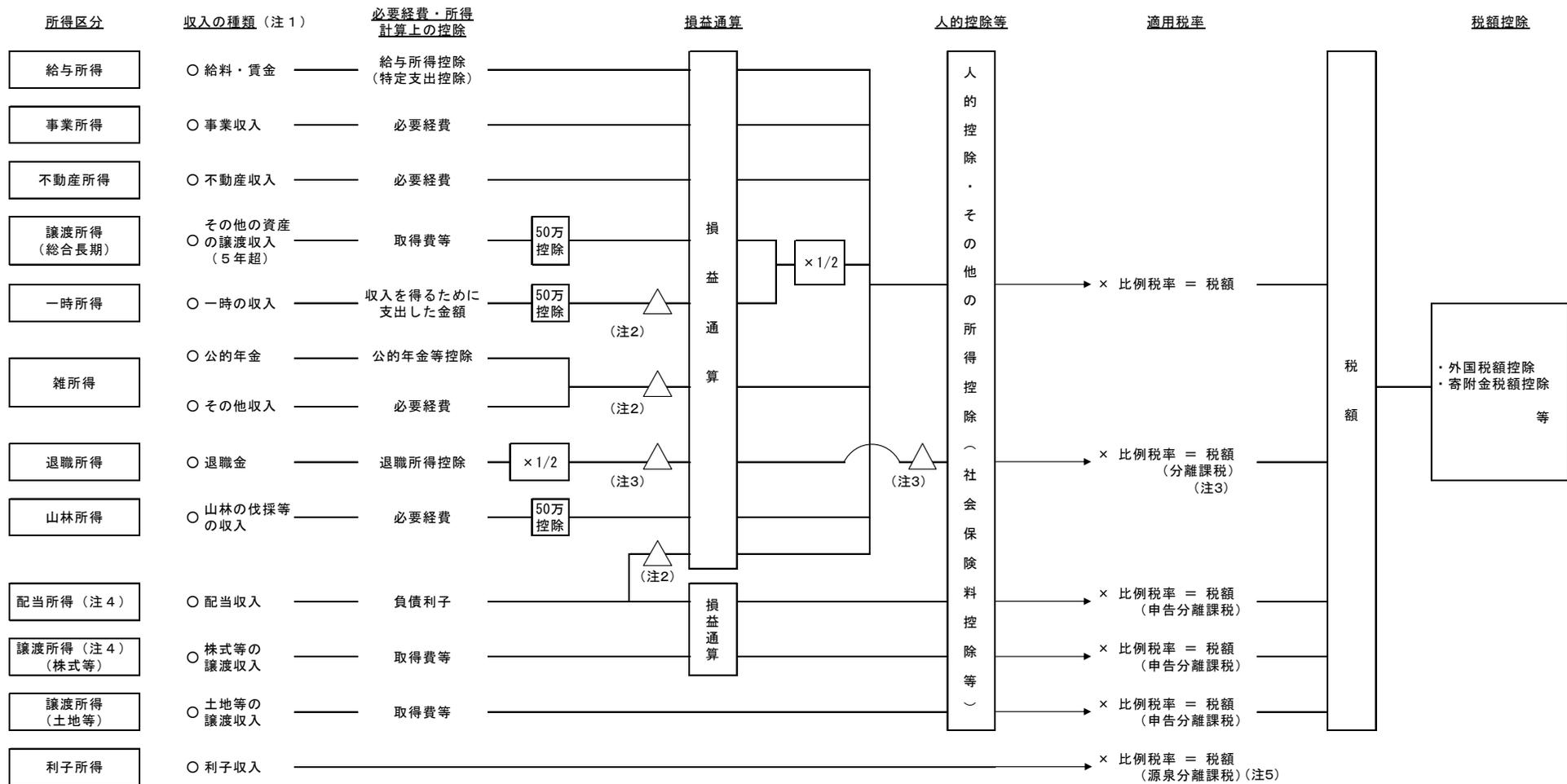
<配偶者(特別)控除と基礎控除>



<いわゆる移転的基礎控除>



個人住民税計算の仕組み (イメージ)



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。
 (注2) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。
 (注3) 分離課税される退職所得については、損益通算や人的控除等の適用ができない。一部、総合課税される退職所得もある。
 (注4) 「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、特別徴収(源泉徴収)のみで納税を完了することができる(申告不要)。「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能。「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」との間は損益通算可能。
 (注5) 特定公社債等の利子所得等については、平成28年1月1日以後、申告不要又は申告分離課税となる。
 (注6) 特定公社債等の譲渡所得等については申告不要又は申告分離課税、一般公社債等の譲渡所得等については申告分離課税とする(平成28年1月1日以後適用)。
 (注7) 課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等(収容交換等の場合の5,000万円特別控除等)が適用される場合がある。